

コープリハビリテーション病院 費用のご案内

①後期高齢者医療制度（75歳以上）

区分	医療費金額（上限）		食事療養費（1ヵ月30日で計算）		
	個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院含む）	回復期小入院料算定		回復期小入院料算定外
			4階・5階病棟	医療区分Ⅱ・Ⅲ	4階・5階病棟
現役並み所得者 （課税所得 145万円以上）	57,600円 （3割負担）	80,100円＋ （医療費－ 267,000円 ×1% （4回以上入 院：44,400 円）	41,400円 （1日：1380円） （1食：460円）		
一般	14,000円 （1割負担） （年間限度額 144,000 円）	57,600円 （4回以上入 院：44,400 円）			
低所得者Ⅱ （住民税非課税、 Ⅰ以外の人）	8,000円 （1割負担）	24,600円	90日まで 18,900円 （1日：630円） （1食：210円）	90日以上 14,400円 （1日：480円） （1食：160円）	18,900円 （1日：630円） （1食：210円）
低所得者Ⅰ （住民税非課税 のち、年金受給 額80万円以下 など）	8,000円 （1割負担）	15,000円	9,000円 （1日：300円） （1食：100円）		11,700円 （1日：390円） （1食：130円）
老齢福祉年金受 給			9,000円 （1日300円） （1食100円）		
<u>食事代以外に居住費がかかります</u>					

	医療費	食事療養費（1ヵ月30日で計算）
指定難病	重症度、所得区分により上限あり	23,400円（1日：780円 1食：260円）
<u>居住費はかかりません</u>		

高額療養費制度

- ◇ 月額を支払いは、限度額までとなります。
- ◇ 入院+入院、入院+外来などで限度額を超えた場合、超えた額が高額療養費として支給されます。
 - ・申請に必要なもの：後期高齢者医療被保険者証、印鑑、領収書、振込口座のわかるもの
 - ・申請窓口：市役所（医療給付課）、各支所（社会福祉事務所）
- ◇ 一度申請すれば、対象月の度に申請する必要はありません
- ◇ 高額療養費の支給が4回以上あるとき（多数該当）
過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、
4回目の限度額は、上記表の（ ）の額になります。

医療費・食事代減額制度（後期高齢者医療）

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請方法（適用は申請月からです）

対象：世帯に市民税がかかっていない場合

申請に必要な物：後期高齢者医療被保険者証、印鑑、領収書（90日以上入院している場合）

申請窓口：表面参照

◇低所得Ⅱに該当する場合

入院期間が過去1年間に90日以上超えた場合、さらに食事療養費が減額されます。

適用は申請翌月からです。

申請に必要な物：標準負担額減額認定証、印鑑、90日以上入院していることを証明する領収書

限度額適用・標準負担額減額認定証が届きましたら
受付にご提示をお願いします